

川崎市立野川中学校 いじめ防止基本方針

令和8年度 学校運営計画

<かわさき教育プラン>

【基本理念】

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

【基本目標】

自主・自立：変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働：個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高めあえる社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと



【めざすもの】（第3次かわさき教育プランより）

一人ひとりが輝き、共に未来をつくる

【みんなと共有したい価値観】

一歩、踏み出す

自分の幸せ みんなの豊かさ

多様性を可能性へ

【学校教育目標】

自己の将来を思考しながら 明るく 健康で
常に心の豊かさを育てつつ 知識を身につけ
勤労を尊び 自主的 創造的に 活動する
生徒の育成を目指す

【生徒の努力目標】

知 すすんで学ぼう

徳 人を愛し 勤労を愛そう

体 心身の健康に心がけよう

自主・
創造

本校の教育方針

(1) 生徒中心の教育

生徒理解を深め、一人ひとりの特性を生かし、伸ばす教育の充実に努めるため、学習指導要領の趣旨等を十分に踏まえた教育課程を編成し、生徒に「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体等）を育成する。

(2) いじめ・不登校のない学校生活

いのちの教育、心の教育の充実に努め、生徒や保護者、地域等との信頼と連携をもとに、明るく生き生きとした学校づくりを推進する。

(3) 地域に開かれた学校

学校・家庭・地域の連携を図り健全な生徒の育成に努め、学校組織としてのスクールコンプライアンスの意識を高め、信頼され愛される学校づくりに努める。

(4) 学び続ける教職員

生徒と共に考え活動していけるよう、教職員一人ひとりが自らの資質や指導力の向上に努め、地域に根ざした特色ある教育活動を展開する。

生活モットー
人に優しく、豊かな心で、勉強に励もう。

【教育の重点目標】



今年度の重点目標

- 1 支援教育の考えを踏まえ、基礎的・基本的な知識技能の確実な習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養い、多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。そのための指導者の授業力向上に努めながら、生徒にとって分かりやすい授業を展開する。
- 2 生徒の主体的な活動の充実とリーダー性・自主性等の育成
生徒の主体的な活動を推進するため、生徒会活動の活性化、総合的な学習の時間の系統的・計画的運用、地域や保護者の活動を活用とした生徒活動・体験活動の充実を図る。
- 3 コミュニティ・スクール設置校としての取組（令和6年度より）
・地域と学校の共同体の構築に向けた法改正が行われ、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置される中で、本校においても令和6年度より小中連携を図りこれを進めている。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。
①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

主任会【小松隆之・門口知弘・田中恵美子・安木大介・相原耕輔・若山知弘・田中直幸・井上教夫・野口和子】メンバーで構成する。

※臨時で学年会議（学年主任・全学級担任・学年所属職員）の実施

※ケース会議では主任会メンバーだけではなく、学級担任・SC・SSW・部活動顧問も要請により参加する場合もある。

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・主任会
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・主任会
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・主任会
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・生徒指導担当・道徳担当
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・主任会

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・生徒指導担当・生徒指導部・主任会
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・生徒指導担当・学年主任・スクールカウンセラー
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・生徒指導担当・学年主任・支援教育CO・養護教諭

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・生徒指導担当・特活指導部
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・生徒指導担当

・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・地域教育会議担当・校長

【関係機関との連携】・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当

- ・警察関係：警察署・少年相談・保護センター・スクールサポーター（警察OB）など
- ・子ども支援関係：児童相談所・福祉部局・スクールソーシャルワーカー（SSW）など
- ・教育相談関係：スクールカウンセラー・総合教育センター教育相談センター（心理臨床相談員・インターネッ
ット問題相談・ゆうゆう広場・こどもサポート南野川・家庭訪問相談・電話相談など）
- ・子ども相談窓口：ダイヤルSOS・いじめ110番・子ども家庭110番・いのちの電話・虐待防止センター
など

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	＊基本方針・重点目標の確認 ＊構成員の確認・役割分担 ＊年間指導計画確認 ＊いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ＊かわさき共生＊共育プログラムの取組について① ＊家庭訪問の実施 ＊学校評価アンケート実施に向けた内容検討・実施①・集計 ＊学年会での情報交換 ＊生徒指導研修会 ＊特別支援教育研修会
5	＊各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ＊学校評価アンケート結果を受けての対応について ＊学校評価アンケート実施に向けた内容検討・実施②・集計 ＊学年会での情報交換
6	＊各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ＊かわさき共生＊共育プログラムの取組② ＊効果測定の実施と見取り ＊学校評価アンケート実施に向けた内容検討・実施③・集計 ＊学校評価アンケート結果を受けての対応について ＊教育相談アンケートの実施 【生徒指導点検強化月間】の取組 （教育相談アンケートを実施し、その結果から個別に支援につなげる） ＊学年会での情報交換
7	＊各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ＊かわさき共生＊共育プログラムの取組「SOSの出し方について」 ＊三者面談の実施 ＊学校評価アンケート実施に向けた内容検討・実施④・集計 ＊学校評価アンケート結果を受けての対応について ＊情報教育講演会 ＊夏休み期間中の対応確認 ＊学年会での情報交換
8	＊各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ＊いじめの防止対策に関する研修会 ＊地域巡回や家庭訪問の実施 ＊教育相談週間の実施 ＊学年会での情報交換
9	＊各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ＊かわさき共生＊共育プログラムの取組③ ＊前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ＊学年会での情報交換
10	＊各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ＊学校評価アンケート実施に向けた内容検討・実施⑤・集計 ＊学校評価アンケート結果を受けての対応について ＊三者面談の実施 ＊学年会での情報交換 ＊生徒指導研修会
11	＊各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ＊かわさき共生＊共育プログラムの取組④ ＊効果測定の実施と見取り ＊小中合同研修会の実施 ＊人権尊重教育にかかわるオープンスクール ＊学年会での情報交換 ＊特別支援教育研修会
12	＊各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ＊かわさき共生＊共育プログラムの取組⑤ ＊学校評価アンケート実施に向けた内容検討・実施⑥・集計 ＊学校評価アンケート結果を受けての対応について ＊冬休み期間中の対応確認 ＊三者面談の実施 ＊学年会での情報交換

1	<ul style="list-style-type: none"> *各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 *かわさき共生*共育プログラムの取組⑥ *学校評価アンケート実施に向けた内容検討・実施⑦・集計 *学校評価アンケート結果を受けての対応について *教育相談週間の実施 <li style="text-align: right;">*学年会での情報交換
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 *各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 *今年度の反省→学校評価への反映 *学年会での情報交換
3	<ul style="list-style-type: none"> *各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 *来年度に向けての基本方針の見直し *小学校教諭との情報交換 *「交通安全教室」の実施 *学年会での情報交換

◎本校のいじめ防止に向けた取組

【よりよい人間関係づくり ～いじめ予防の取組～】

授業、毎時間の見守り巡回、休み時間を利用した関係づくり、放課後の部活動、教育相談、下校指導など、いじめの予防や早期発見に努め、保護者・地域との連携を推進していく。

また、観察力や想像力を十分に働かせ、生徒の言動や行動から生徒の変化に気づける力量向上に努めていくとともに、きめ細やかな関わりを通して、教育相談活動が十分に機能していくよう努めていく。

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・生徒朝会での呼びかけ
- ・人間関係づくりのレクリエーション
- ・各種委員会活動
- ・生徒議会での話し合い
- ・あいさつ運動や清掃活動

[交流活動の活性化]

- ・体育祭や合唱祭などの縦割り活動
- ・地域教育会議との連携活動
- ・地域事業所での職場体験活動
- ・地域ふれあいコンサート
- ・高齢者施設訪問
- ・地域盆踊りへの踊り子参加
- ・小学生の中学体験講座

保護者の取組 (PTA 活動)

- ・広報誌での呼びかけ
- ・各学校行事での運営参加

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・あいさつ運動
- ・民生委員あいさつ運動
- ・広報誌での呼びかけ